

## 第VI条 公衆衛生上の緊急事態における特別権限：人々の保護

### 第601項 人々の保護

公衆衛生上の緊急事態において、公衆衛生当局は利用可能なあらゆる手段を用いて、感染症の伝播を防ぎ、全伝染病症例が適切な管理および治療を確実に受けることができるようにするものとする。

#### 立法経過

第601項、見出し「個人の保護」直後の本文は、CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120575 (West 1996) から翻案したものである。

第602項 医学的検査および試験 公衆衛生上の緊急事態において、公衆衛生当局は、必要に応じて個人の診断または治療に対する理学的検査および／または試験を実施するものとする。

- (a) 医学的検査または試験は、公衆衛生当局が権限を与えた有資格者により実施されるものとする。
- (b) 医学的検査または試験は感染者に重大な危害が生じる可能性が高いものであってはならない。
- (c) 第604項に従って、公衆衛生当局は、医学的検査や試験を拒否し、伝染病に曝露しているかまたは有症者であるか、あるいは伝染病である可能性が高いか、そうでなければ、公衆衛生学に危険をもたらすか否かが不確実な全ての人に対し隔離・検疫を行うことができる。

#### 立法経過

第602項は以下から翻案したものである：CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120580 (West 1996 & Supp. 2001)； CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120540 (West 1996)； N. Y. Comp. Codes R. & REGS. tit. 10, § 2.5 (LEXIS through Oct. 12, 2001)。

第603項 ワクチン接種および治療 公衆衛生上の緊急事態において、公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態に対処するため、人々に対し、必要に応じて以下の緊急権を行使することができる。

- (a) ワクチン接種 感染症防護方法として人々へ予防接種を行い、伝染病または伝染病である可能性のある疾患の蔓延を防ぐこと。
  - (1) ワクチン接種は、公衆衛生当局が権限を与えた有資格者により実施されるものとする。
  - (2) 接種されるワクチンは感染者に重大な危害が生じる可能性が高いものであってはならない。
  - (3) 伝染病または伝染病である可能性のある疾患の蔓延を防ぐため、第604項に準じて、公衆衛生当局は健康上、宗教上、または良心に基づく理由によ

り、本項に基づくワクチン接種を受けることができない人、若しくはその意志のない人に対し、隔離・検疫を行うことができる。

- (b) 治療 疾患に曝露した者または感染者の治療を行うこと。
- (1) 治療は、公衆衛生当局が治療を行う権限を与えた有資格者により実施されるものとする。
  - (2) 治療は感染者に重大な危害が生じる可能性が高いものであってはならない。
  - (3) 伝染病または伝染病である可能性のある疾患の蔓延を防ぐため、第 604 項に準じて、公衆衛生当局は健康上、宗教上、または良心に基づく理由により、本項に基づく治療を受けることができない人、若しくはその意志のない人に対し、治療を行うことができる。

#### 立法経過

第 603 項は以下から翻案したものである： CAL. HEALTH & SAFETY CODE § § 120175, 120575, 120605 (West 1996) ; CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120580 (West 1996 & Supp. 2001)

#### 第 604 項 隔離・検疫

- (a) 許可 公衆衛生上の緊急事態において、公衆衛生当局は、個人または個人からなる集団の隔離(第 103 項(h)における「隔離」の定義と一致)または検疫(第 103 項(o)における「検疫」の定義と一致)を行うことができる。本事項には、第 602 項および第 603 項により、ワクチン接種、治療、試験、または検査を行わない個人または集団が含まれる。また、公衆衛生当局は、隔離・検疫の場所の設置および維持、ならびに規則を定め、発令することができる。これらの規則、命令、または規定に従わない場合、軽犯罪法に抵触するものとする。
- (b) 条件および原則 個人または個人からなる集団を隔離・検疫する際に、公衆衛生当局は以下の条件および原則に準拠するものとする。
- (1) 隔離および検疫は、伝染病または伝染病である可能性のある疾患の蔓延を防ぐために必要な最も制限の少ない手段により実施されなければならない、民家若しくは他の民間または公共施設への収容などが含まれるが、その限りではない。
  - (2) 隔離された個人は、検疫を終えた個人と離して収容しなければならない。
  - (3) 隔離または検疫された個人の健康状態を定期的に監視し、隔離・検疫が必要かどうかを判断しなければならない。
  - (4) 検疫を終えた個人がその後、伝染病または伝染病である可能性が高い疾患に感染した、若しくは当然感染したものと考えられる場合、直ちに隔離しなければならない。
  - (5) 伝染病または伝染病である可能性が高い疾患を他人へ伝播するという実質的リスクがない場合、隔離・検疫された個人を速やかに解放しなければならない。

- (6) 隔離・検疫を受ける人々の要求に対しては、適切な食物、衣服、避難所、隔離または検疫中の人々およびこれらの状況外の人々との連絡手段、薬物療法、および十分な医療を提供するなどはじめとする、組織的かつ合法的な方法で対処するものとする。
- (7) 隔離・検疫に使用する施設は、安全で衛生的な方法で維持されるものとし、隔離・検疫を受ける人々に、さらなる感染症の伝播または他の危害を及ぼす可能性が最小限となるように設計するものとする。
- (8) 隔離・検疫を受ける人々の要求への対処、隔離・検疫用施設の設置や維持において、文化および宗教的信仰を可能な範囲内で考慮するものとする。
- (c) 協力 隔離・検疫の対象とされる人々は、公衆衛生当局の規則および命令に従うものとし、隔離・検疫施設外へ出てはならない。これらの規定に従わない場合、軽犯罪法に抵触するものとする。
- (d) 隔離および検疫施設への立ち入り
  - (1) 立ち入りの許可 公衆衛生当局は、隔離・検疫を受けている個人の要求に対処する目的で医師、医療従事者、または他の者が、当該個人に面会する必要がある場合、それを許可することができる。
  - (2) 立ち入りの非許可 公衆衛生当局に許可を受けた者を除き、何人も隔離・検疫施設へ立ち入ることはできない。これらの規定に従わない場合、軽犯罪法に抵触するものとする。
  - (3) 隔離・検疫の可能性 公衆衛生当局の許可の有無を問わず、隔離・検疫施設に立ち入った全ての者に対し、第 604 項(a)に準じて隔離・検疫を行うものとする。

第 605 項 隔離および検疫のための手順 公衆衛生上の緊急事態において、個人または個人の集団の隔離・検疫は、以下の手順に従って行うものとする。

- (a) 一時的隔離および検疫（非通告）
  - (1) 許可 隔離・検疫の実施の遅延により、伝染病または伝染病である可能性のある疾患の伝播を防止または制限するための公衆衛生当局の機能に重大な危険が生じる場合には、公衆衛生当局は、個人または個人の集団に対し、書面による命令をもって一時的に隔離・検疫を行うことができる。
  - (2) 命令の内容 書面による命令には、以下の事項を明記するものとする：(i) 隔離・検疫の対象とされる個人または個人の集団の身元；(ii) 隔離・検疫の対象とされる施設；(iii) 隔離・検疫を開始する日時；(iv) 判明している場合には、疑われる伝染病；および(v) 第 6 条の写しおよび本法の関連する定義。
  - (3) 写し 書面による命令の写しは、隔離・検疫を受ける個人に渡すものとするが、命令を個人の集団に適用する場合に各個人に写しを渡すことが不可能な場合には、隔離・検疫施設のよく見える場所に掲示することができる。
  - (4) 隔離・検疫継続の申立書 書面による命令の公布後 10 日以内に、公衆衛

生当局は、第 605 項 (b) に準じて、隔離・検疫を受けている個人または個人の集団の隔離・検疫の継続を許可する裁判所の命令を求める申立書を提出するものとする。

(b) 隔離または検疫 (通告)

- (1) 許可 公衆衛生当局は、個人または個人の集団の隔離・検疫を許可する命令を予審法廷に求める申し立てを書面により行うことができる。
- (2) 申し立ての内容 小区分 (b) (1) の下で、申立書には、以下の事項を明記するものとする：(i) 隔離・検疫の対象とされる個人または個人の集団の身元；(ii) 隔離・検疫の対象とされる施設；(iii) 隔離・検疫を開始する日時；(iv) 判明している場合には、疑いのある伝染病；(v) 第 604 項 (b) の隔離・検疫に対する条件および原則に則った陳述；および (vi) 本条項に準じて隔離・検疫を正当化する陳述。申立書には、公衆衛生当局の申立書に主張した事実を証明する宣誓供述書を法廷の検討事項に関連し重要となるさらなる情報と共に添付するものとする。
- (3) 通告 民事訴訟の規則に従って、申立書において特定される個人または個人の集団への通告を、24 時間以内に実施するものとする。
- (4) 公聴会 申立書の提出後 5 日以内に、本小区分に従って提出された申し立てに関して、公聴会を開催しなければならない。特殊な状況下、および正当な理由が示された場合には、公衆衛生当局は、本項に従って提出された申し立てに関する公聴会の期日を最大 10 日間継続することを申請することができる。この場合、裁判所は、被災した個人の権利、公衆衛生の防護、緊急事態の重大性および必要な証言および証拠の可用性を十分に考慮した上で、その裁量権において法廷を続行することができる。
- (5) 命令 隔離・検疫が、伝染病または伝染病である可能性のある疾患の他への伝播を防止または制限するために当然必要であることが判明した場合、証拠の優越に基づき、法廷は申し立てを認めるものとする。
  - (i) 30 日を超えない期間として、隔離・検疫を許可する命令を発することができる。
  - (ii) 命令により、(a) 隔離・検疫を受けた個人または個人からなる集団を、氏名、若しくは共通または同様の特徴や状況に基づき識別するものとする；(b) 本法に準じて隔離・検疫を正当化する事実に基づく所見を特定するものとする；(c) 明白に規定された本法の目的および制限事項の範囲内で、隔離・検疫が実行されていることを確認するために必要ないかなる条件も含むものとする；および (d) 民事訴訟の規則に従って、被災した個人または個人からなる集団のために機能するものとする。
- (6) 継続 第 605 項 (b) (5) に従って発布された命令が失効する前に、公衆衛生当局は、それぞれ 30 日を超えない期間で、隔離または検疫をさらに継続することを提案できる。法廷は、第 605 項 (b) (5) に記載した基準に従ってこ

の申し立てを検討するものとする。

(c) 隔離・検疫からの解放

- (1) 解放 本法に従って、隔離・検疫を受けた個人または個人からなる集団は、個人または個人からなる集団が解放されない理由を示す命令を予審法廷に申請することができる。法廷は、48 時間以内に、理由提示を求める申請について裁定を下すものとする。法廷が申請を認める場合、法廷は、理由を提示する命令の発布から 24 時間以内に、当該命令に関する公聴会の開催を予定するものとする。理由を提示する命令の発布により、隔離・検疫が停止または差し止められることはない。
- (2) 条件の不履行に対する救済 本法に準じて、隔離または検疫を行った個人または個人からなる集団は、隔離・検疫の条件の不履行に関する救済を求める予審法廷で、公聴会を要求することができる。公聴会の要求により、隔離・検疫が停止または差し止められることはない。
  - (i) この小区分の下で即座に開放を認める特別な状況について申し立てのあった要求を受理次第、法廷は、要求を受理した時点から 24 時間以内に、申し立てのあった事柄に関する公聴会開催の期日を決定するものとする。
  - (ii) 別の方法として、法廷はこの小区分の下で要求を受理次第、受理した時点から 5 日以内に、申し立てのあった事柄に関する公聴会開催の期日を決定するものとする。
- (3) 継続 この小区分の下で、開放を求めて起こした訴訟において、特殊な状況下、および正当な理由が示された場合には、公衆衛生当局は、法廷に公聴会の期間の延長を提議することができ、この場合、裁判所は、被災した個人の権利、公衆衛生の防護、緊急事態の重大性および必要な証言および証拠の可用性を十分に考慮した上で、その裁量権において法廷を延長することができる。

(d) 訴訟 本項に従って、訴訟に関する記録を作成・保管するものとする。

公衆衛生上の緊急事態の理由により、当事者が法廷に自ら出廷することができない場合、訴訟は正式代表者により行われ、全ての当事者が完全に参画できる手段を介して開催することができる。

(e) 弁護士の任命および請求の統合のための法廷

- (1) 任命 法廷は、本法の条項に従って、隔離・検疫を受けている、またはこれから受けることになっている、他に弁護士に代理を依頼しない個人または個人からなる集団に対しては、州の費用で代理を務める弁護士を任命するものとする。任命は、公衆衛生上の緊急事態対応計画書に明記されている手順に従って実施され、個人または個人からなる集団の隔離・検疫期間を通して継続するものとする。公衆衛生当局は、当該個人または集団とその弁護士との適切な連絡手段を講じなければならない。
- (2) 統合 本項に従って起こした訴訟において、被災した個人の権利、公衆衛

生の防護、緊急事態の重大性および必要な証言および証拠の可用性を十分に考慮した上で、公平で有効な裁判の実施を促すために、法廷は、以下の場合に個人請求の集団請求への統合を命じることができる：

- (i) 被災者数が今後を含めて多すぎて、処理が実行不能な場合；
- (ii) 判定を受ける個々の訴訟または権利に共通する法律問題あるいは事実がある場合；
- (iii) 判定を受ける集団の訴訟または権利が、被災した個人の請求または権利として一般的なものである場合；
- (iv) および、集団全体が統合により適切に代表される場合。

#### 立法経過

第 604 項および第 605 項は、以下から翻案したものである： CAL. HEALTH & SAFETY CODE § 120130, 120225 (West 1996)； N. H. REV. STAT. ANN. § 141-C: 11 -14； CONN. GEN. STAT. ANN. § 19a-221 (West 1958)

第 606 項 臨床検査検体の収集；検査の実施 公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態が存在している期間に、第 602 項に規定されているとおり、生存者に対して検体収集および検査を実施し、さらに死亡者および動物(生存または死亡)に対しても同様のことを行い、既に収集している検体、または、公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされる検査結果を入手することができる。

- (a) 標識 全ての検体に明確な標識を付するものとする。
- (b) 汚染 検体収集、取り扱い、保管、および検査施設への輸送は、検体の汚染または異物混入を合理的に排除し、検体の安全な収集、保管、取り扱い、および輸送を確保する方法で、実施するものとする。
- (c) 管理責任の流れ 検体の収集または試験を実施する権限を付与された担当者は、管理責任の流れ手順を使用して、試験の対象とする検体の適切な記録保存、取り扱い、表示、および識別を確実に行うものとする。本要求事項は、現場で検査キットを使用して収集した検体を含む全ての検体に適用される。
- (d) 犯罪捜査 公衆衛生上の緊急事態時に、収集した検体または実施した試験が犯罪捜査における証拠となる可能性があるということを認識の下、検体収集または試験実施に対する権限を付与された企業、施設、または業者は、関連する犯罪捜査に協力する上で妥当かつ必要とされる支援を提供するものとする。

#### 立法経過

第 606 項は以下から翻案したものである： CAL. BUS. & PROF. CODE § 681 (LEXIS through Aug. 12, 2001)； MISS. CODE ANN. § 71-7-9 (2000)； Ga. CODE ANN. § 34-9-415 (1998 & Supp. 2001)； and CAL. PENAL CODE § 13823.11 (LEXIS through Aug. 12, 2001)

#### 第 607 項 保護された健康情報の閲覧および開示

- (a) 閲覧 公衆衛生上の緊急事態において公衆衛生当局による医学検査、治療、ワクチン接種、隔離・検疫プログラムまたは取り組みに関与した人々に関する保護された健康情報の閲覧は、以下を目的として、情報を入手または使用する正当な必要性を有する者に限定されるものとする：
- (1) 健康情報の対象とされる個人に対して治療を行うため。
  - (2) 疫学的研究を行うため、または
  - (3) 感染の原因を究明するため。
- (b) 開示 公衆衛生当局が保持する保護された健康情報は、以下への開示を除き、個々の書面による特定の同意なく、他者への開示を禁ずる：
- (1) 個人に直接：
  - (2) 個人の親族または個人的代理人に対して；
  - (3) 連邦法に従って、適切な連邦機関または当局に対して；
  - (4) 個人または公衆衛生への明確な危険を回避するための法廷の命令に従って；または
  - (5) 死亡した個人の特定または死亡の状況若しくは原因の判定を行うため。

#### 立法経過

第 607 項は LAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBLIC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。

第 608 項 医療従事者の免許および任命 公衆衛生上の緊急事態が存在している期間に、公衆衛生当局は、医療従事者の免許および任命に関して以下の緊急権限を行使することができる—

- (a) 医療従事者 医療従事者として州における免許下付、認可、または業務継続の条件として、州内の医療従事者に対し、あらゆる個人へのワクチン接種、治療、診断、または試験の実施に際して補佐を行うことを要請すること。
- (b) 他州の医療従事者 公衆衛生上の緊急事態に対応する上で妥当かつ必要とされるような州外の緊急医療従事者の職務を指示し規定すること。
- (1) 公衆衛生上の緊急事態宣言の終結を超えない範囲で、期間を限定または限定せず、州外の緊急医療従事者を任命する。当該任命の終結により、当州の州民の健康、安全、および福祉が危険にさらされることがない場合、公衆衛生当局は、いかなる時点においても、またはいかなる理由に対しても、州外従事者の任命を終了させることができる。
  - (2) 公衆衛生当局は、他州からの医療従事者が当州で開業するために、州法および該当する命令、規則、または規定により要求される免許の要求事項、認可、または手数料のいずれか又は全てを放棄することができる。
  - (3) 公衆衛生上の緊急事態への対応に関連する医療または治療の結果として生じたいかなる市民への損害に対しても、当該損害が患者の生命または健康に

悪影響をもたらすような結果を顧みず軽視したことが示される状況下で、医療または治療の施行若しくは無施行に起因するものでない限り、本項に準じて任命した州外の緊急医療従事者に対する責任は問わないものとする。

- (c) 監察医または検死官の職務を遂行する職員 職務上の義務を適切に遂行する上で必要とされる場合、監察医または検死官に緊急時の当該副監察医または副検死官の職務を指定し規定する権限を与えること。
- (1) 公衆衛生上の緊急事態宣言の終結を超えない範囲で、期間を限定または限定せずに、緊急時の副監察医または副検死官を任命する。当該任命の終結により、職務上の義務遂行が妨げられることがない場合、監察医または検死官は、いかなる時点においても、またはいかなる理由に対しても、緊急時の任命を終了することができる。
  - (2) 監察医または検死官は、これらの職務を遂行するために、州法および該当する命令、規則、または規定により要求される免許の要求事項、認可、または手数料を放棄することができる。
  - (3) 本項に従って任命され、悪意を持たず所定の義務の範囲内で行動する緊急時の副監察医または副検死官は全員、当該職務の遂行における民事責任を免除されるものとする。

#### 立法経過

第 608 項(b)は FLA. STAT. ANN. § 768.13(2)(b)(1) (West 1997 & Supp. 2001) から翻案したものである。小区分(c)は D. C. CODE ANN. § 2-1605 (2001) ; KAN. STAT. ANN. § 22a-226(e) (1995) ; GA. CODE ANN. § 45-16-23 (1990) ; COLO. REV. STAT. ANN. § 30-10-601 (West 1990) から翻案したものである。



## 第 VII 条 公衆衛生上の緊急事態に関する公開情報

第 701 項 情報の流布 公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態が宣言または終結された時点、公衆衛生上の緊急事態において自分自身を守る方法、緊急事態を管理するために講じられている措置を州民に通知するものとする。

- (a) 流布の方法 公衆衛生当局は、情報を迅速に伝え一般の人々の注意を促すように計算された有効かつ妥当な全ての手段を用いて、情報を提供するものとする。
- (b) 言語 情報を理解するために十分な英語力を有していない人々が州に多数存在すると公衆衛生当局が判断する適切な理由がある場合、公衆衛生当局は妥当な努力を払い、英語だけでなく該当する人々の第一言語を用いて情報を提供するものとする。
- (c) 可用性 障害のある個人が利用しやすい方法で情報提供を行うものとする。

### 立法経過

第 701 項において、表題「情報の流布」に続く主文は、6 COLO. CODE REGS. § 1009-5, reg. 1 (WESTLAW through Aug. 2001) から翻案したものである。小区分(a)は 2001 ILL. LAWS 73(3) ; ALASKA STAT. § § 26. 23. 020, 26. 23. 200 (Michie 2000)から翻案したものである。小区分(b)は CAL. ELEC. CODE § 14201(c) (West 1996) から翻案したものである。

第 702 項 精神衛生管理職員への面接 公衆衛生上の緊急事態の宣言中および宣言後に、公衆衛生当局は、公衆衛生上の緊急事態に対する心理学的な対応に取り組むために、精神衛生管理職員に関する情報提供および照会を行うものとする。

### 立法経過

第 702 項は「Bioterrorism Readiness Plan (バイオテロ準備計画) : A Template for Healthcare Facilities」(Prepared by APIC Bioterrorism Task Force & CDC Hospital Infections Program Bioterrorism Working Group) (医療施設へのテンプレート : APIC バイオテロ特別委員会および CDC 病院感染症プログラム・バイオテロリズム作業部会により作成)から翻案したものである。

## 第 VIII 条 その他

第 801 項 表題 本法の目的上、条項、項、および小区分の表題および副題は教示的なものに過ぎず、拘束力のあるものではない。

第 802 項 規則および規定 公衆衛生当局および他の関連機関には、本法の規定を実施し達成するために妥当かつ必要な規則および規定の公布ならびに実施の権限が付与される。公衆衛生当局および他の関連機関は、料金の賦課、命令の発布、および法により定められた他の救済策を介して、本法の規定を執行する権限を有するものとするが、本法に列挙した特定の執行権限を制限するものとして本項を解釈してはならない。

### 第 803 項 資金調達および経費

- (a) 資金の移動 知事は、公衆衛生上の緊急事態において必要な当該金額を、州の財源の中で知事が利用可能な資金から移動することができる。
- (b) 返済 このように付け替えた予算は、目的に対して利用が可能となった時点で、立法上の措置による歳出予算またはその他の方法により、資金源へ返済するものとする。
- (c) 条件 本項の条項下に基づく知事による資金の移動は、以下に示す 1 つ以上の条件が存在する場合に限り実施可能とする：
  - (1) 公衆衛生上の緊急事態への対応に、歳出予算または他の歳出権限が利用できない場合。
  - (2) 公衆衛生上の緊急事態への対応に、歳出予算が不十分な場合。
  - (3) かような公衆衛生上の緊急事態に利用可能な連邦予算に、州または他の公的資金の利用が必要となる場合。
- (d) 経費 公衆衛生上の緊急事態において、州が被る全ての経費は以下に述べる制限を受けるとする：
  - (1) 知事の一般的な承認を得ることなく、本項の下で認められた予算に対して経費が発生することはないものとする。
  - (2) 本項に従って発生した全ての経費の総額は、会計年度における [州毎に額を挿入] を超えないものとする。
  - (3) 前年以前の会計年度において、公衆衛生上の緊急事態に対して承認された予算は、承認された同緊急事態に対してのみ次期以降の会計年度において使用されるものとする。前年以前の会計年度において公衆衛生上の緊急事態に対して承認され、承認された同緊急事態に対して次期以降の会計年度において費やされる予算は承認された会計年度における [州毎に額を挿入] の経費限度が適用される。

### 立法経過

第 803 項において、小区分(a)および(b)は GA. CODE ANN. § 38-3-51 (1995) から翻案した

ものである。小区分(c)および(d)は ARIZ. REV. STAT. ANN. § 35-192 (West 2000) から翻案したものである。

#### 第 804 項 責任

- (a) 州の免責 州、その下部行政機構、または重大な過失または意図的な不正行為が示された場合を除き、知事、公衆衛生当局、あるいは、本法に言及する他のいかなる州または地方の公務員も、公衆衛生上の緊急事態において、本法を、若しくは本法に基づき公布された規則または規定を遵守または遵守を試みた結果として発生した人々の死亡または傷害、または器物破損に責任を負うものではない。
- (b) 個人の責任
- (1) 公衆衛生上の緊急事態において、不動産または他の建物を所有若しくは管理している人が、自発的かつ無償で許可または特権を下付する場合、あるいは、人々の保護を目的として当該不動産や建物の全部または一部を指定または使用することに（もし存在するのであれば、当該人物の法定相続人とともに）同意する場合、かような許可、特権、または他の許可の下で、当該不動産や建物内もしくはその付近で、過失により死亡者や負傷者が発生したことに対して、あるいは当該人物の財産に対して過失により遺失や損害が発生したことに対して、民法上の責任を負うものではない。
  - (2) 公衆衛生上の緊急事態において、個人、合名会社または株式会社、および当該個人、合名会社または株式会社の従業員および代理人は、本法の条項の下、州またはその下部行政機構との契約の履行、および管理下において、重大な過失または意図的な不正行為の場合を除き、死亡者や負傷者が生じたことまたは財産への損害をもたらしたことに對して民法上の責任を負うものではない。
  - (3) 公衆衛生上の緊急事態において、本法の条項の下、州またはその下部行政機構の要請により援助または忠告を与える個人、合名会社または株式会社、および当該個人、合名会社または株式会社の従業員および代理人は、重大な過失または意図的な不正行為の場合を除き、死亡者や負傷者が生じたことまたは財産への損害をもたらしたことに對して民法上の責任を負うものではない。
  - (4) 公衆衛生上の緊急事態の全部または一部の原因となる行為または不作為がみられた場合、あるいは他の点において責任がある場合、個人、合名会社または株式会社、および当該個人、合名会社または株式会社の従業員および代理人には、本小区分に定める免責を適用しないものとする。

#### 立法経過

第 804 項は 2001 ILL. LAWS 73(15), (21) から翻案したものである。

## 第 805 項 補償

- (a) 接収 本法に従って、知事により宣言が行われた公衆衛生上の緊急事態において、私財が、その一時的または永久的使用のために公衆衛生当局により合法的に接収または収用される場合に限り、財産の補償がなされるものとする。
- (b) 訴訟 州に対する補償の支払いに関するいかなる訴訟も、既存の法廷の規則および規定、または公衆衛生上の緊急事態時に使用することを目的として策定された規則に基づき、当州の法廷において起こされるものとする。
- (c) 補償額 [適切な法令の引用を挿入] に規定されているとおり、補償額は、非緊急の土地収用手順に従った財産の接収に支払う補償と同じ方法で計算されるものとする。但し、第 505 項の下で調達した製品に対して計算した補償額は、製品の製造に要した費用に限定されるものとする。

### 立法経過

第 805 項は COLO. REV. STAT. § 24-32-2111.5 (LEXIS through 2001 Sess.) から翻案したものである。

第 806 項 分離可能性 本法の条項は分離できるものとする。本法のいかなる条項また人物・状況へのその適用が、裁判権を有する連邦裁判所または州立裁判所において無効と判示された場合であっても、その無効決定は本法の他の条項または適用に影響は与えず、本法は無効の条項または適用なしで有効となる。

### 立法経過

第 806 項は LAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBUC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。

第 807 項 廃止 以下の法、法令、またはその一部を本法の可決をもって明示的に廃止する：

- (a) [法の可決を考慮して各州法に挿入すること]
- (b) [法の可決を考慮して各州法に挿入すること]
- (c) [法の可決を考慮して各州法に挿入すること] . . .

### 立法経過

第 807 項は LAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBUC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。

第 808 項 保留条項 知事または公衆衛生当局の権限をより大きく保護するような他の法令または規則が本法の条項の実施または執行と整合性を有しているか、あるいは制限または干渉するものでない場合には、本法が当該法令または規則に明示的に優先することはない。

立法経過

第 808 項は LAWRENCE O. LAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBLIC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。

第 809 項 対立法

- (a) 連邦政府法の優先 本法は、いかなる者に対しても連邦法または規則の遵守を制限するものではない。
- (b) 既存法との対立 本法と公衆衛生学上の権限に関する他の州法または地域法との間に対立が生じる場合、本法の条項を適用する。

立法経過

第 809 項は LAWRENCE O. GOSTIN AND JAMES G. HODGE, JR., THE MODEL STATE PUBLIC HEALTH PRIVACY ACT OF 1999 から翻案したものである。

第 810 項 発効日 本法の条項は知事が署名を行った時点で効力を有するものとする。  
[州毎にその立法手順に適切な言語を挿入]

## モデル州公衆衛生個人情報保護法

### 巻頭言

モデル州公衆衛生個人情報保護法計画の目的は、州および地域の衛生行政機関による身元の特定可能な健康情報の入手、使用、開示および保管から生じるプライバシーおよび機密保護の問題に対処する州法モデル〔以下、本法〕を作成することである。本法は、衛生行政機関による、身元の特定可能な健康関連情報の入手、使用、開示および保管を、正当な公衆衛生目的のためにそのような情報を使用する機関の機能を著しく制限することなしに規制する。

本法は、8つの条および多数の節に分かれる〔目次参照〕。本法の組織的内容は、次のように要約される〔正確な文言および注釈については本法の本文を参照のこと〕。

第1条、知見および定義では、法的知見および目的、ならびに(1)情報を「入手」、「使用」、「開示」および「保管」とは何を意味するのか、(2)「保護健康情報」は個人の健康状態に関する身元の特定可能な情報のみを含むこと、(3)「正当な公衆衛生目的」は地域住民の傷害、疾患もしくは若年死の予防、または健康増進を目的とする、住民ベースの活動または個人の取り組みを指すこと、を含む本法の文脈での鍵となる定義について規定する。また、「特定不可能な健康情報」、「衛生行政機関」および「衛生行政官」などの本法で頻繁に言及される他の用語も定義する。

これらの定義およびその他の定義は本法の範囲の根底にある。特に、本法は、衛生行政機関または衛生行政官による健康関連情報の入手、使用、開示および保管に関して、様々な手段を通して、個人についての身元の特定可能な健康関連情報のプライバシーおよび機密を保護する。これらの目的で重要なことは、「保護健康情報」の定義である。本法の目的において、この用語は、口頭、文書、電子、視覚、画像、物理的またはその他の形態に関係なく、個人の過去、現在または将来の身体または精神衛生状態、状況、治療、サービス、購入品または治療の提供に関し、(a)個人の保健医療が情報の対象である個人の身元を明らかにし、(b)そのような情報をその個人の身元を明らかにすることに(単独で、またはそのような情報を受ける個人を無理なく明らかにできるか、予測できると思われる、その他の情報と共に)利用できることを確信する合理的根拠がある、あらゆる情報を意味する。身元の特定不可能な健康情報は、個人のレベルでの重大なプライバシーおよび差別問題に結びつかないので、いかなる個人も自由に特定できない情報または個人の身元に結びつけることができない情報は、本法の規定の対象とはならない。

第 II 条、保護健康情報の入手では、衛生行政機関による保護健康情報の入手に関する基本的要件を規定する。第 II 条内の項では、(1) 保護健康情報の入手を、正当な公衆衛生目的の達成に直接的に関連する情報に制限し、(2) 保護健康情報を内密に入手することを禁止し、(3) 保護健康情報の入手前に、内密に公示およびパブリックコメントを出すことを求め、(4) 衛生行政機関が機関間で現存の保護健康情報を入手する際に同じ要件を満たすことを求めている。

第 III 条、保護健康情報の使用では、衛生行政機関による保護健康情報の使用について規定する。そのような情報の使用は、(1) 情報が入手された正当な公衆衛生目的に直接関連するか、(2) 本法の第 3 条第 101 項 [c] に記載のいくつかの要件を満たすという条件で、公衆衛生、疫学、医療または公共医療に関する研究のためのものでなければならない。本情報の二次的使用は、第 II 条に記載の入手基準の下において、機関が正当化できるならば許可される。本法は、可能ならいつでも身元の特定不可能な情報の使用を奨励し、衛生行政官の正当な判断において最小限の情報量を使用することを求めている。保護健康情報の商業的利用は禁止されている。もはや正当な公衆衛生目的を推進しない場合、保護健康情報は秘密裏に抹消されなければならない。

第 IV 条、保護健康情報の開示は、一般に、衛生行政機関による保護健康情報の本機関以外の人への開示に関わる。保護健康情報は、本情報の対象である人（あるいはその法定代理人）のインフォームドコンセントなしに、さもなければ、本法記載の限定された例外を通して許可されない限り、開示することができないとみなされる。

本法は、特に、衛生行政機関から保護健康情報を開示する目的でのインフォームドコンセントについて定義する。保護健康情報は、開示がインフォームドコンセントを通して承認されたあらゆる目的およびあらゆる人に対して開示されなければならない。保護健康情報の開示が、インフォームドコンセントを通して特に承認されていないか、本法に従っていないか、身元の特定不可能な情報を開示しなければならない。保護健康情報が開示されなければならないとき、開示を行う人の正当な判断において、必要とされる最小限の情報量に制限されなければならない。インフォームドコンセントの有無にかかわらず、いかな関わらず情報の開示にも、衛生行政機関の開示方針についての声明書が添付されていなければならない。

本法は、一般にインフォームドコンセントのない開示を禁止しているが、そのような開示は、(1) 本情報の対象である個人に対する場合、(2) 連邦法または州法に従った当該の連邦機関または公共機関に対する場合、(3) 情報に関連のある個人の健康または生命を保護するための緊急事態での医療従事者に対する場合、(4) 民事手続、刑事手続、行政手続またはその他の法的手続において、召喚状、強制的証言を通して開示を承認する裁判署命令に従う場合、(5) 衛生行政機関に関して監視職務を行う健康監視機関に対する場合、あるいは (6) 死亡者および死亡者の死因を特定する目的で、または臓器移植のドナーまたは将来のドナーである死亡者についての必要

な情報を提供する場合、などのわずかな例外において認められる可能性がある。

衛生行政機関から情報を受けた人による保護健康情報の二次的開示のジレンマは、本法により承認されない限り、他の人へ情報を二次的に開示することを禁止することにより解決される。最後に、衛生行政機関は保護健康情報開示の文書による記録を作成することとする。

第 V 条、安全予防手段および記録保持では、保護健康情報を内密に入手、使用、開示および保管する一般的義務を衛生行政機関に課している。HIV/AIDS 情報に関する CDC の機密保護勧告に従うという要件を含む、保護健康情報に関する具体的な機密保護措置について規定する。本法では、各衛生行政機関で衛生行政情報官として新しい衛生行政官または従来の衛生行政官を任命することを提案する。この個人は、政府による情報収集に特有の機密およびプライバシーの問題の管理、ならびに身元の特定期間可能な保護健康情報の使用を監督する責任を有する。また、この個人は、少なくとも年 1 回保護健康情報のプライバシーの状態に関する報告書を作成および配布する責任を有する。

第 VI 条、公正な情報管理業務では、衛生行政機関が所有する個人の保護健康情報を閲覧および複写する機会を個人に与え（最小限の制限が適用）、個人による誤った、不完全な、または間違った情報の訂正、修正、削除要件を可能にする基本的、公正な情報管理業務について規定する。不正確なまたは不完全な情報を閲覧、複写または修正する権利の衛生行政機関による拒否は文書にて行うものとする。個人はそのような決定に対して不服申立てをすることができる。

第 VII 条、刑事制裁および民事救済では、衛生行政機関、衛生行政官およびその他の人による本法の違反によって危害を受ける個人を保護する様々な刑事罰および民事執行機構について規定する。免責のいくつかの形態が規定される。州の行政手続法は、本法に従った衛生行政機関による措置に対して一般に適用される。

第 VIII 条、雑則では、(1) 本法（モデル州公衆衛生個人情報保護法）の簡略表題、(2) 法規定の均一性、(3) 分離条項、(4) 既存州法の無効条項、(5) 先売権に関する留保条項、(6) 州法または既存の州法との意図しない抵触に関する規定、および (7) 可決した場合の本法の発効日についての規定を含む、種々の規定を含む。

本法の様々な規定を説明する注釈は、必要に応じて、各条の項のあと後えられる。これらの注釈は、説明のためのもので、法的拘束力は持たない。



## 第1条

### 知見および定義

#### 第1条第101項 法的知見

「州立法府」は次の事項を認識している。

(1) 衛生行政機関が正当な公衆衛生目的のために、文書あるいは電子的形態で入手、使用、開示または保管する個人に関する健康関連情報（その一部は非常に慎重な扱いを要する）の量が増加している。

(2) 正当な公衆衛生目的での健康関連情報の使用は、個人の健康だけでなく、住民ベースでの健康を保護、監視および向上するために、非常に重要である。

(3) 個人は、個人を特定可能な健康関連情報に関して大きなプライバシー権を有する。

(4) 健康関連情報に関する個人のプライバシー権は、(a) そのような情報の入手、使用、開示および保管、(b) 衛生行政機関が所有するそのような情報への個人のアクセス、および (c) そのような情報に関する機密保持、に関する義務および制限を正当化する。

(5) 健康関連情報の個人プライバシー権は、この情報が特定不可能な形態で、入手、使用、開示または保管される場合、著しく減少する。

(6) 衛生行政機関は所有する健康関連情報の機密保護に大いに関心を持っており、そのような情報の機密を保護することにより、公衆衛生プログラムおよびその目標に個人が参加することを奨励する。

(7) 通常、衛生行政機関は、機関所有の健康関連情報における個人プライバシー権保護に関する優れた実績を持つが、更なる法令による保護が個人のプライバシー権をさらに明確にし、保護する一方、公衆衛生目的を損なうことなく促進する。

#### 注釈

法的知見および目的の記述[第1条第102項参照]を含めることは、連邦または州に関わらず、健康情報個人情報保護法に共通する特徴である。これらの知見および目的は、役人、裁判官および公衆が、本法が立案および制定される根拠を理解するために役立つ。これらの記述は、本法の他部分のように実質的な保護を提供するものと解釈すべきではない。したがって、これらの記述は特定の行為または不作為に対して行動を強制、禁止したり、権限を与えたりするものではなく、これらは本法の目的および目標の根底にあるいくつかの原則を明らかにするために役立つ。

#### 第1条第102項 目的

「州立法府」は本法の目的を次のように示す。

(1) 州および地域の衛生行政機関が保護された健康情報を入力、使用、開示および保管する際に生じるプライバシーおよび機密保護の問題に対処する。

(2) 衛生行政機関が所有する健康関連情報に関して、正当な公衆衛生目的のためにそのような情報を使用する機関の能力を著しく制限することなしに、その無許可での開示を取り締まる。

(3) 特定不可能な健康情報は、個人レベルでのプライバシーおよび機密保護の問題に結びつかず、正当な公衆衛生目的の達成を大いに助長するので、これらの情報の広範な使用および開示を奨励する。

(4) 保護健康情報の入手および使用が正当な公衆衛生目的と一致するように義務づける。

(5) 特定のわずかな例外を除き、情報の対象である個人のインフォームドコンセントなしに保護健康情報を開示することを禁止する。

(6) 衛生行政機関に対して、保護健康情報を安全に保持し、使用する義務を課す。

(7) 衛生行政機関に対して、保護健康情報の精度を確保する一般的義務を課す。

(8) 個人が、衛生行政機関が所有するその個人の保護健康情報に、閲覧および複写の特権行使してアクセスすることを許可する。

(9) 誤った、不完全な、または間違っただ保護健康情報の訂正、修正または削除を要件する機会を個人に提供する。

(10) 衛生行政機関、衛生行政官およびその他の人による本法の違反によって危害を受ける個人を保護する様々な刑事罰および民事執行機構を規定する。

#### 第1条第103項 定義

本法で使用される用語は以下のように定義される。

(1) 「入手する」、「入手された」または「入手」は、正当な公衆衛生目的であらゆる保護健康情報を収集または所有するか、これらの情報を管理することを意味する。

(2) 「法」は、モデル州公衆衛生個人情報保護法を意味する。

(3) 「修正する」は、保護健康情報の1つまたは複数の問題項目を指摘するか、元の情報を消すことなくその項目を変更することを意味する。

(4) 「守秘義務についての声明」は、該当する個人が本法に加えて、衛生行政機関の機密保護政策に合意したことを証明するその個人により署名され、日時を記入された声明書を意味する。

(5) 「開示する」、「開示される」または「開示」は、保護健康情報のすべてまたは一部を衛生行政機関もしくは公認衛生行政官を除くあらゆる人、団体に公表するか、伝達するか、普及するか、利用を提供するか、さもなければ連絡するか、漏らすことを意味する。

(6) 「抹消する」または「抹消される」は、永久に破壊、除去または特定不可能にすることを意味する。

(7) 「健康監視機関」は、(a) 保健医療、公共医療もしくは器具または関連の活動に対する不正または不正請求に関する法的または財政的基準の遵守についての評価、調査または告発を実施または監督する機関、ならびに (b) 公共行政府機関であるか、公共行政府機関に代わって機能するか、公共行政府機関の要件に従って機能するか、連邦法または州法の下、そのような活動を実行する機関を意味する。

(8) 「施設内倫理審査委員会」は、施設が公式に任命した、または連邦法または州法により認可された審議会、委員会またはその他の集団を指し、研究プログラムの開始を承認するか、定期的

な審査を行って、研究被験者の権利と幸福の保護が「被験者の保護に関する連邦指針」の要件要件を満たして実施されていることを保証する。

(9)「正当な公衆衛生目的」は、主に、地域住民の傷害、疾患もしくは若年死の予防、または健康増進を目的とする、住民ベースの活動または個人の取り組みを意味し、これらには(a)公衆衛生調査および疫学的研究を通して地域住民の健康に関するニーズおよび状態を評価し、(b)公衆衛生方針を作成し、(c)公衆衛生の必要性および緊急事態に対応することが含まれる。

(10)「特定不可能な健康情報」は、口頭、文書、電子、視覚、画像、物理的またはその他の形態に関係なく、個人の過去、現在または将来の身体または精神衛生状態、状況、治療、サービス、購入品または治療の提供に関し、(a)健康状態が情報の対象である個人の身元を明らかにしないか、(b)そのような情報をその個人の身元を明らかにすることに(単独で、またはそのような情報を受ける個人を無理なく明らかにできるか、予測できると思われる、その他の情報と共に)利用できることを確信する合理的根拠がない、あらゆる情報を意味する。

(11)「人」は、自然人、会社、財産、信託団体、提携団体、有限責任会社、協会、合併事業、政府または行政体、ならびにその他の法的または商業的団体を意味する。

(12)「保護健康情報」は、口頭、文書、電子、視覚、画像、物理的またはその他の形態に関係なく、個人の過去、現在または将来の身体または精神衛生状態、状況、治療、サービス、購入品または治療の提供に関し、(a)個人の保健医療が情報の対象である個人の身元を明らかにし、(b)そのような情報をその個人の身元を明らかにすることに(単独で、またはそのような情報を受ける個人を無理なく明らかにできるか、予測できると思われる、その他の情報と共に)利用できることを確信する合理的根拠がある、あらゆる情報を意味する。

(13)「公衆衛生」は、主に、地域住民の傷害、疾患もしくは若年死の予防、または健康増進を目的とする、住民ベースの活動または個人の取り組みを意味する。

(14)「衛生行政機関」は、正当な公衆衛生目的のための保護健康情報を入手、使用、開示または保管する州政府または地方政府により運営されるあらゆる組織を意味する。

(15)「衛生行政官」は、衛生行政機関から許可を得たか、保護健康情報を入手、使用、開示または保管する法に従った、衛生行政機関のあらゆる役人、職員、個人契約者もしくは代理人、研修生、またはボランティアを意味する。

(16)「公開情報」は、公衆による閲覧または調査に対して一般に公開されている情報を意味する。

(17)「請求」は、請求する人の身元を検証できる、日付、署名のある、紙面または電子形態の書状を意味する。

(18)「請求人」は、請求を行う個人、未成年者の親もしくは後見人、または人に法的に指名された後見人を意味する。

(19)「保管する」、「保管される」または「保管」は、保護健康情報のすべてまたは一部を保存、維持、保持、または保有することを意味する。

(20)「使用する」または「使用される」は、正当な公衆衛生目的のために保護健康情報のすべ

てもしくは一部を使う、または利用することを意味する。

#### 注釈

本項は、本法の定義を含む。これらの定義は、本法の適用範囲および程度を理解することに向けて重要である。これらの用語は正確に規定されているが、これらの定義には、州立法府、衛生行政機関、ならびに役人、裁判官および公衆が適切に解釈できる余地が残されている。そのような解釈を通して、本法は、衛生行政機関の健康関連情報規準および利用法が変化しても実質的な意味を引き続き持つことができる。

第1小節は、一連の「入手する」、「入手された」または「入手」という用語が、正当な公衆衛生目的のため、あらゆる保護健康情報を収集または所有するか、これらの情報を管理することを意味するものと定義する。これらの用語は、衛生行政機関による、あらゆる保護健康情報の収集もしくは所有、または管理を含むものと広義に定義される。

第2小節は、「法」がモデル州公衆衛生個人情報保護法を意味するものと定義する。「法」という単語が、本法の本文で記載のように現れた場合は[特に断りがない限り]必ず、モデル州公衆衛生個人情報保護法全体を指す。

第3小節は、「修正」という用語が、保護健康情報の1つまたは複数の問題項目を指摘するか、元の情報を消すことなく、その項目を変更することを意味するものと定義する。したがって、衛生行政機関が保護健康情報記録を修正するとは[本法の第6条第103項[b]の下、定義される]、

(a) 本機関が、本記録における情報の特定の項目が、本項目に関連する個人によって異議を唱えられていることを指摘するか、(b) 本機関が、元の情報を消すことなく、不正確な項目を変更することの2つのうち1つを意味する。例えば、衛生行政機関によって使用される健康記録がHIV患者を示す場合、このことが間違っていることが実証されると、本機関は、この情報自体を単に削除するのではなく、この情報の誤りを示すために記録を修正する。この手順により、本機関および情報の対象である個人は、訂正が適切であり、さらに訂正が為されたことを検証できる。

第4小節は、「守秘義務についての声明」が、本法の第5条第101項[d](2)に順ずる衛生行政機関の機密保護政策に従うことに合意した該当個人が日付、署名を記入した声明書を意味するものと定義する。

第5小節は、一連の「開示する」、「開示される」または「開示」という用語が、保護健康情報のすべてまたは一部の、衛生行政機関もしくは公認衛生行政官を除くあらゆる人、団体への公表、伝達、普及、利用の提供、さもなければ連絡もしくは暴露を意味するものと定義する。本定義は、本法第IV条において極めて重要であり、意図的に広義にとらえられている。本法の目的として、特に、開示は、衛生行政機関または公認衛生行政官以外のあらゆる人への保護健康情報の伝達と定義する。衛生行政機関内での公認衛生行政官の間のそのような情報の伝達、または衛生行政機関の間の情報伝達は、本法の下では「開示」ではなく、第20小節で規定されるように「使用」である。

第6小節は、「抹消する」または「抹消される」という用語が、永久に破壊、除去または特定